

2025年度（令和7年度）

福山市青少年修学応援奨学金募集要項

【申請受付期間】

2025年（令和7年）7月22日（火）～8月5日（火）17時

【提出・問い合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話：（084）928-1169

ホームページ：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/gakuji>

Eメール：gakuji@city.fukuyama.hiroshima.jp

2025年度（令和7年度） 福山市青少年修学応援奨学金募集要項

1 この奨学金制度について

- 学習の意欲がありながら、経済的な理由により大学等の受験や入学が困難な受験生を対象に、受験費用や入学準備金を『受験前や入学前に』貸与する奨学金制度です。
- この奨学金の貸与を受けた後、一定の条件を満たした場合、貸与額のうち、必要として認められた金額が返還免除となります。
- 貸与の希望者は、本募集要項を十分ご確認ください、必要書類を提出してください。

2 貸与金額・貸与時期

貸与金額等については、次のとおりです。

貸 与 金 額		貸 与 時 期	募 集 人 数
受 験 資 金	最大20万円 (5万円単位で貸与額を選択)	〔 受験料支払前 (9月下旬) 〕	10名程度
入 学 準 備 金	最大80万円 (10万円単位で貸与額を選択)	入学手続き前 〔 受験結果報告後 希望する時期 〕	

- 受 験 資 金
 - ・ 入学試験を受けるにあたり必要となる費用
(例：大学入学共通テスト検定料、大学等受験料、交通・宿泊費、願書購入費など)
 - ※ 領収書等は、金額の確認に必要となりますので、大切に保管してください。
 - 入 学 準 備 金
 - ・ 合格後、入学前後に必要な費用
(例：入学金、初年度学費、教科書代、敷金・礼金、一人暮らし準備資金など)
 - ※ 初年度学費は支出報告の提出期限までに支払ったものが対象となります。
 - ※ 領収書等は、金額の確認に必要となりますので、大切に保管してください。
- 奨学金の返還免除については、「9 受験資金の返還免除について」「12 入学準備金の返還免除について」をご覧ください。

3 奨学金の対象者

※(1)～(4)の要件全てを満たす必要があります

- (1) 満 25 歳以下(2026 年 3 月末時点で 25 歳以下)であり、受験校への入学の希望があること
- (2) 保護者(注 1)が福山市在住(注 2)であること(独立生計者の場合、本人が福山市在住であること)
- (3) 生活保護世帯、市区町村民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯のいずれかであること
- (4) 卒業又は卒業予定高等学校の校長による推薦があること。もしくは高等学校卒業程度認定試験合格者

(注 1) 保護者とは、申請者の親権を持つ者、後見人その他これに準ずる者をいう。

(注 2) 保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地が市内にあること。

4 申請手続き

(1)申請期間

2025 年 7 月 22 日 (火) ～ 8 月 5 日 (火) 17 時 ※土・日・祝日を除く

(2)提出書類

この奨学金の申請を希望する方は、次の書類を提出してください。

- ・ 福山市青少年修学応援奨学金貸与申請書
- ・ 奨学生調査票
- ・ 面談事前提出シート
- ・ 資金計画表
- ・ 保護者又は本人の住民票記載事項証明書 1 通
(本人については独立生計の者に限る。※3 か月以内に発行したもの)
- ・ 下記①～③の証明書のうちのいずれか 1 通
 - ① 生活保護受給証明書(申請者と生計を同じにする世帯員全員が記載されたもの)
→ 2025 年度において、生活保護受給が確認できる証明書の原本
 - ② 市区町村民税非課税証明書
(申請者と生計を同じにする世帯員全員分 ※扶養されている高校生以下の者は除く)
→ 2025 年度(2024 年分)の証明書の原本
 - ③ 児童扶養手当証書
→ 2025 年度において、児童扶養手当受給が確認できる証書の写し
- ・ 奨学生推薦調書…卒業又は卒業予定の高等学校等で作成 ※開封無効

※ 高等学校卒業程度認定試験の合格者の方については、「奨学生推薦調書」の代わりに次の書類を提出してください。

- ・ 高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書
- ・ 奨学生自己推薦書

(3)提出方法

福山市教育委員会学事課に持参してください。

※ 郵送による申請は不可。書類不備の場合は受付できませんので、十分ご確認のうえ提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。ご了承ください。

5 選考及び決定

- 申請者全員と面談を実施します。面談日時の決定は申請時に行います。保護者が申請に来る場合は、事前に奨学生本人のスケジュールをご確認ください。面談は8月上旬～中旬を予定しており、1人あたり15分程度です。将来設計や進学に対する意欲について、申請時に提出する「面談事前提出シート」や「資金計画表」の内容をもとに面談を行います。
- 提出された申請書の内容を確認した後、福山市青少年修学応援奨学金審議会の意見を聴き、奨学金の貸与対象者（奨学生）を決定します。審議会については、8月下旬に開催を予定しています。
- 本人への選考結果の通知は、9月上旬頃に送付予定です。
※ 貸与対象者には、奨学生推薦調書を作成された学校長への通知を併せて行います。
- 高等学校卒業程度認定試験合格者については、審議会開催に先立ち、提出された「奨学生自己推薦書」を基にした面接を実施します。
(面接日時については、後日お知らせします。)

6 奨学生決定後の手続き

- 選考の結果、奨学生となり、決定通知を受け取った後、14日以内に次の書類を提出してください。

【提出書類】

奨学生提出書類	連帯保証人提出書類
・ 返還誓約書 (奨学生及び連帯保証人の実印) ・ 支払相手方登録依頼書 ・ 請求書	・ 印鑑登録証明書 (2025年度中に発行されたもの) ・ 2025年度(2024年分)市区町村 民税の納税証明書

※提出書類は、奨学生・連帯保証人の状況により変わる場合があります。

- 貸与を受けるには、連帯保証人(1名)が必要となります。
連帯保証人は、福山市内に在住し、奨学生と連帯して債務を保証する能力を有する者(保護者可)とします。
※ 父母(保護者)がいない場合など、保証人を頼むことのできる人が全くいない場合は、福山市教育委員会学事課にご相談ください。

7 受験資金の貸与～入学試験

- 学事課へ提出された書類の確認後、奨学生が受験料等の各種支払いを行う前に、受験資金を貸与します。貸与を受けた後、奨学生は受験料等を支払い、各試験を受けることとなります。
- 各種支払の内訳が分かる領収書やレシート等は、返還免除申請時に必要となりますので、必ず保管するよう、お願いします。
- 受験資金は、貸与前に限り金額の変更（増額・減額）が可能です。変更を希望する場合「貸与額変更申請書」を提出してください。
- A〇入試や推薦入試等、9月中旬より前に入学試験を受ける予定の方については、受験料等納入後に貸与となることがありますので、ご了承ください。

8 受験結果の報告～入学準備金の貸与

(1) 受験結果の報告

- 受験結果が判明した場合、次の書類を提出してください。
 - ・ 受験結果報告書
 - ・ 受験結果の確認できる書類（合格通知等）

【提出期限】2026年4月15日（水）

- 合格後、進学を取りやめた場合は、次の書類も併せて提出してください。
 - ・ 入学辞退届

(2) 入学準備金貸与の手続き

- (1)「受験結果報告書」の提出後、奨学生が入学準備を始める前に、入学準備金を貸与します。
- 各種支払の内訳が分かる領収書やレシート等は、支出報告時に必要となりますので、必ず保管するよう、お願いします。
- 入学準備金は、貸与前に限り金額の変更（増額・減額）が可能です。変更を希望する場合、「貸与額変更申請書」を提出してください。
- 入学手続きのスケジュール等によって、貸与が入学手続き後になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 受験資金の返還免除について

- 受験結果報告後、受験に関し実際に使用したと認められる「使用額」については、返還免除の対象となります。返還免除を希望する奨学生は次の書類を提出してください。

※提出がない場合、貸与額全額が返還対象となります。

- ・奨学金返還免除申請書
- ・受験資金支出報告書 ※領収書等を必ず添付すること

☆重要！【「貸与額・使用額・差額」について】

①貸与額と、領収書等により確認できた金額（②使用額）との③差額は、免除対象でないため、返還が必要です。

例：①貸与額 15 万円、②使用額 13 万 5 千円の場合
→ 150,000 円 - 135,000 円 = 15,000 円（③差額）は必ず返還

※ 支出報告額全額が、使用額（免除対象額）と認められるとは限りません。

- 受験資金の返還額（差額）については、後日「返還額決定通知書」及び「納付書」を送付しますので、期日までに返還額（差額）を納入してください。

【返還期限】2026 年 6 月 1 日（月）

10 入学準備金の支出報告

- 貸与額のうち入学準備に関し実際に使用したと認められる「使用額」の決定が必要となりますので、次の書類を提出してください。

- ・入学準備金支出報告書 ※内訳が分かる領収書等を必ず添付すること
- ・在学証明書

【提出期限】2026 年 11 月 30 日（月）

☆重要！【「貸与額・使用額・差額」について】

①貸与額と、領収書等により確認できた金額（②使用額）との③差額は、免除対象でないため、返還が必要です。

例：①貸与額 60 万円、②使用額 53 万円の場合
→ 600,000 円 - 530,000 円 = 70,000 円（③差額）は必ず返還

※ 支出報告額全額が、使用額（免除対象額）と認められるとは限りません。

- 入学準備金の返還額（差額）については、後日「返還額決定通知書」及び「納付書」を送付しますので、期日までに返還額（差額）を納入してください。

【返還期限】2027 年 1 月 15 日（金）

- 入学準備金の返還免除については「12 入学準備金の返還免除について」に詳細があります。

11 入学準備金の返還及び猶予について

(1) 返還について

- 退学又は卒業の 6 か月後より、入学準備金の返還が始まります。返還の期間については、最大 20 年間（無利子）です。

※卒業の場合、返還免除の申請ができます。

(2) 返還猶予申請について

- 大学院等に進学する奨学生については、一定期間返還を猶予する申請ができます。希望する方は次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還猶予申請書
- ・在学証明書

- 奨学生が疾病その他特別の理由によって返還が困難なときは、本人の申請により一定期間返還を猶予することができますので、希望する方は次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還猶予申請書
- ・事実を証することができる書類等

12 入学準備金の返還免除について

- ◎ 入学準備金については、在学中又は卒業時に返還免除を受けることができます。返還免除を希望する方は、下記のとおり返還免除申請を行ってください。

(1) 在学中の手続きについて（段階的免除）

- 大学等入学後の修学状況によっては、入学後（2 年時以降）に段階的免除を受けることが可能です。※ 段階的免除の申請は、毎年度必要です。

例：60 万円を貸与、4 年制大学に入学後、段階的免除の対象と毎年度認められた場合

1 年時：（1 年時には段階的免除の申請はありません。）

2 年時：15 万円免除（免除額：計 15 万円）

3 年時：15 万円免除（免除額：計 30 万円）

4 年時：15 万円免除（免除額：計 45 万円）

卒業時：15 万円免除 → 全額免除

段階的免除

- 段階的免除の対象者…次のいずれかを満たす場合

- ・免除を希望する年度の前年度取得単位数が「卒業要件となる単位数÷正規の修業年限」以上
- ・前年度通算取得単位数が「卒業要件となる単位数×(免除を希望する学年-1)÷正規の修業年限」以上
- ・単位制でない学校の場合は、卒業要件、成績及び履修状況をもとに総合的に判定

※ 段階的免除については、審議会（開催予定：8 月）の意見を聴き、決定を行います。

- 段階的免除を希望する場合、次の書類を提出してください。
 - ・奨学金返還免除申請書
 - ・前年度の成績証明書（又は成績証明書に準ずる書類）
 - ・自己申告書
- 段階的免除を受けない場合でも、「(2) 卒業後の手続きについて」に基づき申請する場合には、入学準備金の返還を免除することができます。

(2) 卒業後の手続きについて

- 入学準備金の返還免除を希望する場合、卒業後に次の書類を提出してください。
 - ・奨学金返還免除申請書
 - ・卒業証明書等（各大学等が発行するもの）

【提出期限】卒業日から 3 か月以内

→ 提出書類の審査後、審査結果として「奨学金返還免除決定通知書」又は「奨学金返還免除不承認決定通知書」を送付します。

13 留意事項

- (1) 入学後に退学、休学、転学、住所や名前の変更など、奨学生又は保証人の状況が申請時と変わる場合は、「奨学生異動届」と変更事由の証明となる書類を提出してください。

- (2) 大学等入学後は、毎年度「現況報告書」及び「在学証明書」を提出し、卒業時は、「卒業報告書」及び「卒業証明書」を提出してください。

※ 在学中に段階的免除申請・卒業後に返還免除申請をしている場合は不要です。

【提出期限】・現況報告書 … 2年時以降の毎年4月末まで

・卒業報告書 … 卒業した月の翌月末まで

- (3) 福山市青少年修学応援奨学金は、受験費用や入学金、入学準備金等を目的とした他の奨学金との併給はお断りしています。

ただし、大学等の入学後に月額制での貸与又は給付を目的とした日本学生支援機構などが実施する奨学金制度との併給は認めており、貸与を受けること（併用）ができますが、他の奨学金制度が併用を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

なお、受験費用や入学金、入学準備金等を目的とした他の奨学金についても、申請をすること自体は可能です。

- (4) 奨学生の募集人員が定数に満たなかった等の理由で、今回の申請期間以降でも追加募集を行う場合があります。詳しくは、学事課までお問い合わせください。

※ 追加募集の場合、申請時期により貸与の時期が異なりますので、あらかじめご了承ください。

◎ 提出する様式については、この募集要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、福山市教育委員会学事課のホームページ【<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/gakuji>】からダウンロードして記入（データ入力後の印刷可）し、提出してください。

◎ この募集要項には、申請から免除まで、福山市青少年修学応援奨学金について、一連のことが記載してありますので、大学等に入学後も大切に保管してください。